

平成31年 3 月 8 日
消 防 庁

「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」の改定

消防の広域応援部隊である緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成 7 年に創設され、これまでに東日本大震災や平成 30 年 7 月豪雨など計 38 回出動し、消火、救助、救急など人命救助活動を行ってきました。

緊急消防援助隊については、消防組織法に基づき、総務大臣が定める「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（基本計画）（平成 16 年 2 月 6 日策定）において、隊の規模や編成、車両の整備計画などを定めており、概ね 5 年ごとに改定してきました。

この度、平成 35 年度までの登録隊数の増強等を主な内容として基本計画を改定し、緊急消防援助隊の一層の充実強化を図ることとしました。

具体的には、南海トラフ地震、大規模水害、NBC テロ災害などに的確に対応するため、登録目標隊数を、6,000 隊から 6,600 隊に増強し、このための車両等の整備を拡充します。

あわせて、今回の隊の増強と車両の整備により、大規模水害に特化した土砂・風水害機動支援部隊、NBC テロ災害に対応する NBC 災害即応部隊を創設し、それぞれ全国で 50 部隊程度配備することとしています。

また、基本計画の改定に合わせて、緊急消防援助隊のロゴマークを作成しました。
（詳細については、別紙 1 及び別紙 2 のとおり）

【緊急消防援助隊のロゴマーク】



救助ツールのカラビナ(※)がモチーフ
隊の結束と力強さを表現

※カラビナ：高所での隊員の転落防止や負傷者等の吊り上げ救助
などにおいて、ロープと組み合わせて使用する基本的なツール

連絡先

消防庁 国民保護・防災部 広域応援室
担 当 明田補佐・望月係長・大野事務官
電 話 03-5253-7527
F A X 03-5253-7537

- 消防組織法第45条に基づき、総務大臣が、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（基本計画）を策定
- 基本計画に基づき、消防庁長官が緊急消防援助隊として隊（車両・ヘリ）を登録
- 消防組織法第49条に基づく緊急消防援助隊設備整備費補助金及び同法第50条に基づく無償使用制度を活用し、必要な車両を整備
- 第1期計画を平成16年に策定し、おおむね5年ごとに改定、第4期基本計画は2019年度から2023年度まで

これまでの計画の経緯

基本計画	目標隊数	部隊編成の改定
第1期（H16-20）	3,000隊	指揮隊の新設、特殊装備小隊の創設
第1期中改定(H18-20)	4,000隊	－
第2期（H21-25）	4,500隊	－
第3期（H26-30）	6,000隊	統合機動部隊の創設、ドラゴンハイパーコマンドユニットの創設

※ 5,978隊（平成30年4月1日）

今後取り組むべき課題

- 1 甚大な被害が想定される
南海トラフ地震等への対応力の強化
- 2 多発する大規模水害時における
救助体制の強化
- 3 国際的なイベントが控える中、
NBCテロ災害への迅速な対処

改定の主なポイント

登録目標隊数を増強

6,000隊(24,000人規模)⇒ 6,600隊(27,000人規模)

＜増隊の内訳＞

消火、救助(水害対応分を除く)、救急の主要3小隊

⇒400隊程度

水害に対応した救助小隊、特殊装備小隊(水陸両用車、重機等)

⇒60隊程度

後方支援小隊等

⇒140隊程度

増隊に伴う部隊の創設

- ① 土砂・風水害機動支援部隊
(50部隊程度の配備を計画)
※ 1 部隊：6隊20人程度
- ② NBC災害即応部隊
(50部隊程度の配備を計画)
※ 1 部隊：5隊20人程度

土砂・風水害機動支援部隊の創設

多発する大規模な土砂・風水害



H27年関東・東北豪雨



H28年台風10号災害



H29年九州北部豪雨



H30年7月豪雨

土砂・風水害現場での救助活動に活用する特殊車両・資機材を計画的に配備し、被災地に機動的に投入できる体制の整備が重要

土砂・風水害機動支援部隊の基本的な編成

部隊指揮隊(指揮車)

救助小隊(津波・大規模風水害対策車)

救助小隊(救助工作車)

特殊装備小隊(重機及び重機搬送車)

後方支援小隊(支援車)

後方支援小隊(燃料補給車)

特殊装備小隊(水陸両用車及び搬送車)
※配備がある場合のみ

その他必要な車両(高機能救命ボート含む)



津波風水害対策車



重機



中型水陸両用車

(水陸両用車は、ブロック単位で配備)



高機能救命ボート

状況により編成

水陸両用車、重機など、土砂・風水害現場での救助活動に特化した特殊車両等により編成

各都道府県に配置
計50部隊程度の配備を計画

- ・必要な特殊車両は無償使用制度により計画的に整備
- ・被災地では他の都道府県大隊等と連携して活動する

NBC災害即応部隊の創設

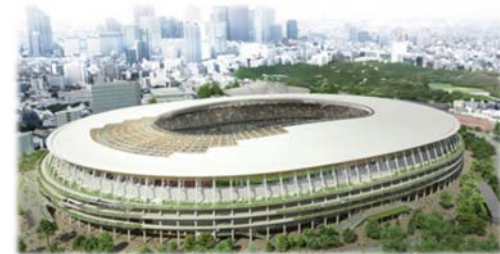
テロ災害の脅威



G20大阪サミット会場



ラグビーワールドカップ会場



東京オリンピック・パラリンピック会場

大成建設・梓設計・隈研
吾建築都市設計事務所
JV作成／JSC提供
注)ハース等は完成予
想イメージであり、実際
のものとは異なる場合
があります。
植栽は完成後、約10年
の姿を想定しております。

国際的イベントを控える中、テロ災害への対処が必要
NBCテロ災害では、自らを防護しつつ、救助・除染・搬送を迅速に行うことが不可欠
特殊な装備を有した部隊を設け、テロ発生時に被災地へ迅速に投入する体制の整備が重要

NBC災害即応部隊の基本的な編成

NBC災害に対応する特殊資機材を積載した車両により編成
(既に都道府県大隊に登録されている隊を再編)

指揮隊 (指揮車)

特殊災害小隊 (検知器等積載車)



化学剤検知器



検知器等積載車

特殊災害小隊 (除染テント等積載車)



大型除染テント



除染テント等積載車

その他の小隊 (水槽車等)

全国の大規模消防本部に配置
計50部隊程度の配備を計画

NBC災害時の運用計画に基づき、
消防庁長官から直接、市長等に出動
を指示し、30分以内に迅速出動

訓練の実施その他の改定

実践的な訓練の実施

大規模災害時の対応力・連携力を強化するため、実践的な訓練を継続的に実施

毎年度：全国6ブロックで合同訓練

2021年度：全国合同訓練

(最大規模、2015年参加実績 約2,300人)



2015年全国合同訓練

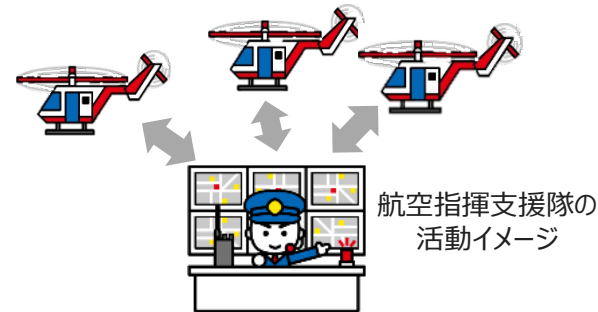


2018年地域ブロック合同訓練

航空関連の隊の変更

効果的な航空活動を実施するため、次のとおり変更

- ・航空小隊(ヘリ)を都道府県大隊(陸上隊)から切り離して、「航空部隊」として位置付ける。
- ・多数の航空小隊の活動を管理する航空指揮支援隊を創設する。
- ・航空活動の拠点(ヘリポート等)で隊員への後方支援（給食、宿営などの補給）が必要な場合に後方支援活動を行う航空後方支援小隊を創設する。



北海道胆振東部地震での航空隊の集結状況

緊急消防援助隊ロゴマークの作成

緊急消防援助隊の各隊員がひとつの部隊として結束力を強めることや、緊急消防援助隊の活動の広報を目的として、**ロゴマークを作成しました**（複数のデザインの中から、緊急消防援助隊の登録消防本部及び登録都道府県航空消防隊からの投票により決定）

デザインイメージ

- ①救助活動で用いる基本ツールのカラビナがモチーフ
- ②多くの消防本部の隊員同士が、緊急消防援助隊として結束することを表現
- ③困難な場面にも立ち向かう力強さを表現
- ④消防のカラーである赤を使用

タイプ1
マークのみ



タイプ2
マークと文字



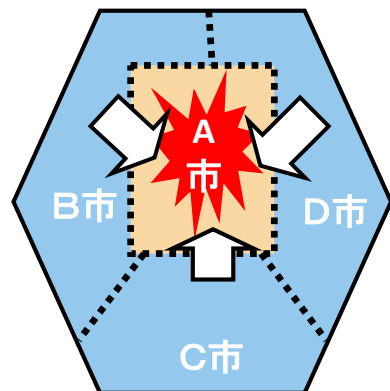
緊急消防援助隊

National Fire Service Team for Disaster Response

通常の火災・事故・災害の場合

○市町村レベルの対応

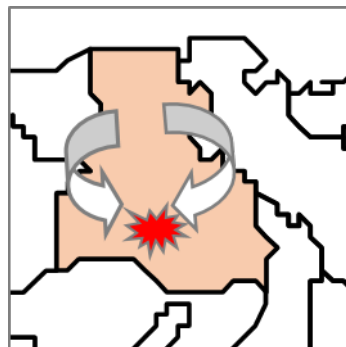
- ・市町村消防責任の原則
(消防組織法第6条)
- ・隣接市町村による相互応援
(消防組織法第39条)



大規模な火災・事故・災害の場合

○都道府県レベルの対応

- ・都道府県内の相互応援協定
による応援
(消防組織法第39条)
- ・都道府県知事による市町村
長等に対する災害防御措置
に関する指示
(消防組織法第43条)



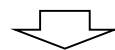
より大規模な火災・事故・災害の場合

○国レベルの対応＝緊急消防援助隊

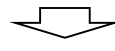
阪神・淡路大震災を教訓に平成7年に創設、
平成15年に法制化

- ・消防庁長官の出動指示・求めによる
全国規模の応援 (消防組織法第44条)

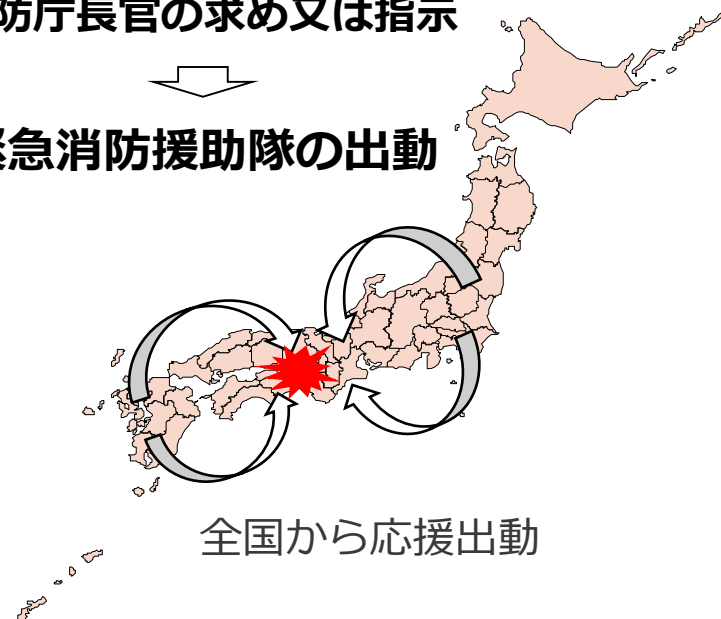
被災県知事からの応援要請



消防庁長官の求め又は指示



緊急消防援助隊の出動



全国から応援出動

緊急消防援助隊の登録隊

	隊種別	隊数	任 務
一般部隊	統括指揮支援隊、指揮支援隊	57	迅速に出動し、被災状況の把握、消防庁との連絡調整、現地消防機関等の指揮支援を行う。
	指揮隊	144	都道府県単位の集合体である大隊を統括し、その活動の指揮を行う。
	消火小隊	2,260	大規模火災発生時の延焼防止等の消火活動を行う。
	救助小隊	487	高度救助用資器材を備え、要救助者の検索、救助活動を行う。
	救急小隊	1,361	高度救命用資器材を備え、救急活動を行う。
	後方支援小隊	853	各隊に対して、テント・給食設備等により必要な補給活動等を行う。
	通信支援小隊	41	衛星通信設備等を備えた車両等により通信の確保等の活動を行う。
	特殊災害小隊	340	毒劇物等災害、大規模危険物災害など特殊な災害に対応するための消防活動を行う。
	特殊装備小隊	443	遠距離送水設備、はしご、重機、水陸両用車、電源照明等特殊な装備を用いて消防活動を行う。
	水上小隊	20	消防艇を用いて消防活動を行う。
	航空小隊	75	ヘリコプターを用いて消防活動を行う。

合計（重複除く） 5,978 （2018.4時点）

特別部隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊 （ドラゴンハイパーコマンドユニット）	12	石油コンビナート等の特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う。（指揮隊、大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、高所放水車、泡原液搬送車等により構成）
	統合機動部隊	47	迅速に先遣出動し、情報収集を行うとともに、緊急の消防活動を行う。（指揮隊、消火小隊3隊、救助小隊3隊、救急小隊3隊、後方支援小隊1隊等により構成）

※特別部隊を構成する隊は、一般部隊の小隊が兼ねている

策定	平成 1 6 年	2 月	6 日
変更	平成 1 8 年	2 月	6 日
変更	平成 1 8 年	6 月 2 2 日	
変更	平成 2 0 年	3 月 2 8 日	
変更	平成 2 0 年	8 月 2 7 日	
変更	平成 2 1 年	3 月	2 日
変更	平成 2 6 年	3 月	5 日
変更	平成 3 1 年	3 月	8 日

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

目 次

第 1 章 総則

第 1 節 本計画の目的

第 2 節 緊急消防援助隊の任務

第 2 章 緊急消防援助隊の編成

第 1 節 緊急消防援助隊の構成単位

第 2 節 都道府県大隊の編成

第 3 節 都道府県大隊指揮隊及び中隊の任務

第 4 節 小隊の装備等の基準

第 5 節 部隊の任務

第 6 節 部隊の隊の装備等の基準

第 3 章 緊急消防援助隊の登録

第 4 章 緊急消防援助隊の出動計画等

第 5 章 緊急消防援助隊の施設の整備等

第 6 章 緊急消防援助隊の教育訓練

第 1 節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等

第 2 節 消防大学校における教育訓練等

第 7 章 その他

第1章 総則

第1節 本計画の目的

この計画は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第2項の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項について定めることを目的とする。

第2節 緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害（当該災害が発生した市町村（以下「被災地」という。）の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。）の発生に際し、消防庁長官（以下「長官」という。）の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

第2章 緊急消防援助隊の編成

第1節 緊急消防援助隊の構成単位

1 基本的な構成単位

緊急消防援助隊の基本的な構成単位は、都道府県大隊、中隊、小隊とし、各隊の長は、それぞれ都道府県大隊長、中隊長、小隊長とする。

2 部隊

被災地における緊急消防援助隊の活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急消防援助隊に特別の任務を行う部隊として、指揮支援部隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊及び航空部隊を編成するものとし、各部隊の長は、それぞれ指揮支援部隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長とする。ただし、航空部隊にあつては、部隊の長を設けないものとする。

第2節 都道府県大隊の編成

1 都道府県大隊は、当該都道府県又は当該都道府県内の市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に設置された都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な中隊をもって編成する。

2 長官は、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき、当該都道府県大隊の出動に関する連絡調整を行う代表消防機関を定めるものとする。

3 都道府県大隊長

- (1) 都道府県大隊長は、都道府県大隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県大隊の活動を指揮することを任務とする。
- (2) 都道府県大隊長は、2の代表消防機関の職員である都道府県大隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、都道府県大隊指揮隊を編成するものとする。ただし、当該代表消防機関が被災等により出動できない場合は、長官が別に定めるところによるものとする。

第3節 都道府県大隊指揮隊及び中隊の任務

都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊の任務は、次のとおりとする。

- 1 都道府県大隊指揮隊 主として被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うこと。
- 2 消火中隊 主として被災地における消火活動を行うこと。

- 3 救助中隊 主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。
- 4 救急中隊 主として被災地における救急活動を行うこと。
- 5 後方支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うこと。
- 6 通信支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して通信の確保等に関する支援活動を行うこと。
- 7 水上中隊 主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。
- 8 特殊災害中隊 主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。
- 9 特殊装備中隊 主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。

第4節 小隊の装備等の基準

都道府県大隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、通信支援小隊、水上小隊、特殊災害小隊及び特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

- 1 都道府県大隊指揮隊
 - (1) 都道府県大隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
 - (2) 都道府県大隊指揮隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 2 消火小隊
 - (1) 消火中隊を構成する消火小隊は、隊員4人以上で編成されるものであること。
 - (2) 消火小隊は、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は化学消防ポンプ自動車を備えること。
 - (3) 消火小隊は、口径65ミリメートルのホースを積載すること。
- 3 救助小隊
 - (1) 救助中隊を構成する救助小隊は、救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号）第6条に規定する救助隊員の資格を有する隊員（以下「救助隊員」という。）5人以上で編成されるものであること。ただし、(2)イの車両を備える救助小隊の隊員は、救助隊員であることを要しない。
 - (2) 救助小隊は、次のいずれかの車両を備えること。
 - ア ウインチ、クレーン及び発電照明灯を装備した四輪駆動の救助工作車
 - イ 四輪駆動の津波・大規模風水害対策車両
 - (3) 救助小隊は、(2)の車両の区分に応じ、それぞれ次の資機材を備えること。
 - ア (2)アの救助工作車救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）別表第1及び別表第2に掲げる救助器具並びに要救助者を検索するための高度

救助用資機材
イ (2) イの津波・大規模風水害対策車両
浸水域での高度な救助活動を行うための資機材

4 救急小隊

- (1) 救急中隊を構成する救急小隊は、救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する隊員又は救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）第2条第1項に規定する隊員3人以上で編成されるものであること。
- (2) 救急小隊は、四輪駆動の高規格救急自動車を備えること。
- (3) 救急小隊は、高度救命処置用資機材を備えること。

5 後方支援小隊

- (1) 後方支援中隊を構成する後方支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。
- (2) 後方支援小隊は、被災地において、消火中隊、救助中隊及び救急中隊等が発災直後から長期間活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

6 通信支援小隊

- (1) 通信支援中隊を構成する通信支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。
- (2) 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、緊急消防援助隊の通信確保を可能とするために必要な設備、資機材及び車両を備えること。

7 水上小隊

- (1) 水上中隊を構成する水上小隊は、船舶の種類に応じて必要とされる船長、機関長及び2人以上の隊員で編成されるものであること。
- (2) 水上小隊は、消火その他の消防活動に必要な設備を有する消防艇を備えること。

8 特殊災害小隊

- (1) 特殊災害中隊を構成する毒劇物等対応小隊（毒性物質の発散等による特殊災害への対応隊を含む。以下同じ。）、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。
- (2) 毒劇物等対応小隊、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

9 特殊装備小隊

- (1) 特殊装備中隊を構成する遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊、水難救助小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。
- (2) 遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊、水難救助小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

第5節 部隊の任務

指揮支援部隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊及び航空部隊の任務等は、それぞれ1から6までのとおりとする。

1 指揮支援部隊

- (1) 指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に出向き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。
- (2) 指揮支援部隊は、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊をもって編成するものとし、各隊の長は、それぞれ統括指揮支援隊長、指揮支援隊長及び航空指揮支援隊長とする。
- (3) 指揮支援部隊長
 - ア 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は消防応援活動調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。
 - イ 指揮支援部隊長は、統括指揮支援隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより統括指揮支援隊を編成するものとする。
 - ウ 指揮支援部隊長は、陸上（水上を含む。以下同じ。）の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を指揮支援隊長に委任することができる。
 - エ 指揮支援部隊長は、航空の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を航空指揮支援隊長に委任することができる。
- (4) 指揮支援隊長
 - ア 指揮支援隊長は、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。
 - イ 指揮支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより指揮支援隊を編成するものとする。
- (5) 航空指揮支援隊長
 - ア 航空指揮支援隊長は、航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行っている者（以下「ヘリベース指揮者」という。）を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。
 - イ 航空指揮支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより航空指揮支援隊を編成するものとする。

2 統合機動部隊

- (1) 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。
- (2) 統合機動部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
- (3) 統合機動部隊長は、原則として第2節2の代表消防機関の職員である統合機動部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、統合機動部隊指揮隊を編成するものとする。

- 3 エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）
 - （1）エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。
 - （2）エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
 - （3）エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。
- 4 NBC災害即応部隊
 - （1）NBC災害即応部隊は、NBC災害（緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年 8 月 29 日政令第 379 号）第 1 条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。以下同じ。）に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。
 - （2）NBC災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
 - （3）NBC災害即応部隊長は、NBC災害即応部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、NBC災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。
- 5 土砂・風水害機動支援部隊
 - （1）土砂・風水害機動支援部隊は、土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。
 - （2）土砂・風水害機動支援部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
 - （3）土砂・風水害機動支援部隊長は、原則として第 2 節 2 の代表消防機関の職員である土砂・風水害機動支援部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊を編成するものとする。
- 6 航空部隊
 - （1）航空部隊は、被災地において航空に係る消防活動を行うことを任務とする。
 - （2）航空部隊は、航空小隊をもって編成し、必要に応じて、航空後方支援小隊を加えるものとする。
 - （3）航空小隊は、主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行うことを任務とする。
 - （4）航空後方支援小隊は、主として航空機の活動拠点における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うことを任務とする。

第 6 節 部隊の隊の装備等の基準

統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊、統合機動部隊指揮隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、NBC災害即応部隊指揮隊、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、航空小隊及び航空後方支援小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

- 1 統括指揮支援隊及び指揮支援隊
 - （1）指揮支援部隊を構成する統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員 4 人以上で編成されるものであること。

- (2) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 2 航空指揮支援隊
 - (1) 指揮支援部隊を構成する航空指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員3人以上で編成されるものであること。
 - (2) 航空指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 3 統合機動部隊指揮隊
 - (1) 統合機動部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
 - (2) 統合機動部隊指揮隊は、発災後迅速に出動し、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 4 エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊
 - (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、特殊災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
 - (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 5 NBC災害即応部隊指揮隊
 - (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員3人以上で編成されるものであること。
 - (2) NBC災害即応部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 6 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊
 - (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
 - (2) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 7 航空小隊
 - (1) 航空小隊は、任務等に応じて必要とされる操縦士、整備士、救助隊員等で編成されるものであること。
 - (2) 航空小隊は、航空機を備えること。
 - (3) 航空小隊は、救助用資機材、救急用資機材、消火用タンク、ヘリコプターテレビ電送システム等のうちその任務に応じて必要なものを備えること。
- 8 航空後方支援小隊
 - (1) 航空後方支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。
 - (2) 航空後方支援小隊は、航空機の活動拠点において、航空指揮支援隊及び航空小隊が長期間活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

第3章 緊急消防援助隊の登録

- 1 長官は、都道府県知事又は市町村長からの緊急消防援助隊の登録の申請に基づき、本計画に適合するかどうか審査し、必要と認める緊急消防援助隊の登録を行うものとする。
- 2 登録する緊急消防援助隊の規模については、全国の消防機関の現有消防隊数等を考慮し、また、緊急消防援助隊の施設の整備推進及び教育訓練の充実を図ることにより、2023年度（平成35年度）末までに、都道府県及び市町村の協力を得て、別表第1のとおり、おおむね6,600隊規模とすることを目標とする。

第4章 緊急消防援助隊の出動計画等

1 出動決定のための措置等

- (1) 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等と密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。また、東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震又はNBC災害に対し、速やかに同条第5項の規定に基づき適切な措置をとるものとし、その他の大規模な災害に対しても、災害の状況、災害対策基本法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部の設置状況、応援の必要性等を考慮し、同様の措置をとるものとする。
- (2) 緊急消防援助隊が被災地に出動した場合においては、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第47条又は第48条の規定に基づき、指揮者の指揮の下又は応援等を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に活動するものとする。また、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と密接に連携するものとする。
- (3) 大規模な地震等が発生した場合においては、長官が別に定めるところにより、都道府県及び消防機関は、緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。

2 基本的な出動計画

(1) 第一次出動都道府県大隊

大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県大隊を第一次出動都道府県大隊とし、災害が発生した都道府県（以下「災害発生都道府県」という。）ごとの第一次出動都道府県大隊を別表第2のとおりとする。

(2) 出動準備都道府県大隊

(1)の第一次出動都道府県大隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊を出動準備都道府県大隊とし、災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県大隊を別表第3のとおりとする。

3 出動及び活動における重要関係機関との連携

緊急消防援助隊の出動及び活動に関しては、次に掲げる関係機関と密接な連携を図るものとする。

- (1) 自衛隊、警察、海上保安庁、日本DMAT（厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいう。以下「DMAT」という。）等
- (2) 緊急消防援助隊の活動に必要な交通、輸送、通信、燃料及び物資の確保等に関する関係機関

4 南海トラフ地震等についての出動の考え方

南海トラフ地震、首都直下地震その他の大規模地震については、著しい地震災害が想定され、上記2(1)及び(2)の第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が別に当該地震ごとにアクションプランを定め、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国規模での緊急消防援助隊が出動するものとする。この場合において、関係機関等との連携による迅速な移動手段の確保を図るものとする。

5 NBC災害についての出動の考え方

NBC災害により多数の負傷者が発生した場合においては、被災地を管轄する消防機関及び被災地が属する都道府県内の消防機関だけでは、消防力が不足すると考えられることに加え、高度で専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う必要性があることから、長官が別に運用計画を定め、当該運用計画に基づき、迅速にNBC災害即応部隊等が出動するものとする。

第5章 緊急消防援助隊の施設の整備等

1 緊急消防援助隊の施設の整備

第2章で示した緊急消防援助隊の編成、装備等の基準に基づき、必要な隊の登録並びに的確かつ迅速な出動及び活動を確保するため、消防組織法第49条第2項の規定に基づき、都道府県及び市町村が行う緊急消防援助隊の施設の整備を推進するものとする。2019年度（平成31年度）から2023年度（平成35年度）末までに整備を推進する車両及び航空機等の整備規模の目標は、別表第4のとおりとし、その他別表第5に掲げる施設の整備を推進するものとする。各年度における整備を推進する施設の整備規模は、当該年度の予算の範囲内とする。

この計画については、緊急消防援助隊の編成、装備等の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 消防用の国有財産・物品の無償貸与

緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、消防組織法第50条の規定に基づき、消防用の国有財産・物品を都道府県又は市町村に無償で使用させるものとする。

第6章 緊急消防援助隊の教育訓練

第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等

1 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、全国合同訓練及び複数の都道府県を単位とした合同訓練（以下「地域ブロック合同訓練」という。）を定期的実施するものとする。全国規模の訓練については、当面、2021年度（平成33年度）に図上訓練及び全国合同訓練を実施するものとする。

2 地域ブロック合同訓練に関する重点推進事項

長官は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等との連携、大規模災害時における通信確保、後方支援活動の充実その他の緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上のため、特に訓練が必要な事項について毎年度定めることとする。

第2節 消防大学校における教育訓練等

1 消防大学校における教育訓練

緊急消防援助隊の部隊運用能力の向上、航空隊の連携活動能力の向上及び毒性物質の発散等による特殊災害に対する対応能力の向上等のため、消防大学校において必要な教育訓練を実施するものとする。

2 その他の教育訓練

緊急消防援助隊として登録された隊を設置している都道府県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、的確かつ迅速な出動及び活動が行えるように、平常時から必要な教育訓練に努めるものとする。

第7章 その他

- 1 緊急消防援助隊の編成については、大規模災害又は特殊災害の状況に応じ、この基本計画に定める事項を基本としつつ、弾力的かつ適切に行うものとする。
- 2 この計画に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な事項は、長官が別に定める。

附 則

この計画は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（登録する隊の規模）

区分		登録規模	
統括指揮支援隊及び指揮支援隊		50	隊程度
航空指揮支援隊		60	隊程度
統合機動部隊指揮隊		50	隊程度
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊		10	隊程度
NBC災害即応部隊指揮隊		50	隊程度
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊		50	隊程度
都道府県大隊	都道府県大隊指揮隊	160	隊程度
	消火小隊	2,500	隊程度
	救助小隊	540	隊程度
	救急小隊	1,500	隊程度
	後方支援小隊	890	隊程度
	通信支援小隊	50	隊程度
	水上小隊	20	隊程度
	特殊災害小隊	350	隊程度
	特殊装備小隊	500	隊程度
航空部隊	航空小隊	80	隊程度
	航空後方支援小隊	60	隊程度
計		6,600	隊程度 (重複を除く)

別表第2（第一次出動都道府県大隊）

災 害 発 生 都 道 府 県	第一次出動都道府県大隊			
北海道	青森	岩手	宮城	秋田
青森	岩手	宮城	秋田	山形
岩手	青森	宮城	秋田	山形
宮城	岩手	秋田	山形	福島
秋田	青森	岩手	宮城	山形
山形	宮城	秋田	福島	新潟
福島	宮城	山形	栃木	新潟
茨城	福島	栃木	埼玉	千葉
栃木	福島	茨城	群馬	埼玉
群馬	栃木	埼玉	新潟	長野
埼玉	茨城	群馬	千葉	東京
千葉	茨城	埼玉	東京	神奈川
東京	埼玉	千葉	神奈川	山梨
神奈川	千葉	東京	山梨	静岡
新潟	山形	福島	群馬	長野
富山	新潟	石川	長野	岐阜
石川	富山	福井	岐阜	滋賀
福井	石川	岐阜	滋賀	京都
山梨	東京	神奈川	長野	静岡
長野	群馬	新潟	山梨	岐阜
岐阜	富山	福井	長野	愛知
静岡	神奈川	山梨	長野	愛知
愛知	岐阜	静岡	三重	滋賀
三重	愛知	滋賀	奈良	和歌山
滋賀	福井	岐阜	三重	京都
京都	福井	滋賀	大阪	兵庫
大阪	京都	兵庫	奈良	和歌山
兵庫	京都	大阪	鳥取	岡山
奈良	三重	京都	大阪	和歌山
和歌山	三重	京都	大阪	奈良
鳥取	兵庫	島根	岡山	広島
島根	鳥取	岡山	広島	山口
岡山	兵庫	鳥取	広島	香川
広島	島根	岡山	山口	愛媛
山口	島根	岡山	広島	福岡
徳島	兵庫	香川	愛媛	高知
香川	岡山	徳島	愛媛	高知
愛媛	広島	徳島	香川	高知
高知	広島	徳島	香川	愛媛
福岡	山口	佐賀	熊本	大分
佐賀	福岡	長崎	熊本	大分
長崎	福岡	佐賀	熊本	大分
熊本	福岡	大分	宮崎	鹿児島
大分	福岡	佐賀	熊本	宮崎
宮崎	福岡	熊本	大分	鹿児島
鹿児島	福岡	熊本	大分	宮崎
沖縄	福岡	熊本	宮崎	鹿児島

別表第3（出動準備都道府県大隊）

災害発生都道府県	出動準備都道府県大隊											
北海道	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
青森	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
岩手	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
宮城	北海道	青森	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
秋田	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
山形	北海道	青森	岩手	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川
福島	北海道	青森	岩手	秋田	茨城	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	長野
茨城	青森	岩手	宮城	秋田	山形	群馬	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
栃木	青森	岩手	宮城	秋田	山形	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
群馬	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	千葉	東京	神奈川	富山	山梨	静岡
埼玉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	神奈川	新潟	富山	山梨	長野	静岡
千葉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	群馬	新潟	山梨	長野	静岡	愛知
東京	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	新潟	富山	長野	岐阜	静岡	愛知
神奈川	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	新潟	長野	岐阜	愛知	滋賀
新潟	宮城	秋田	茨城	栃木	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨
富山	群馬	埼玉	東京	神奈川	福井	山梨	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良
石川	新潟	群馬	山梨	長野	静岡	愛知	三重	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取
福井	新潟	富山	山梨	長野	静岡	愛知	三重	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取
山梨	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	新潟	富山	石川	福井	岐阜	愛知	三重
長野	栃木	茨城	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	静岡	愛知	三重
岐阜	東京	神奈川	石川	山梨	静岡	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
静岡	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	石川	福井	岐阜	三重	滋賀	京都	大阪
愛知	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨	長野	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
三重	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	京都	大阪	兵庫	徳島	香川
滋賀	富山	石川	山梨	長野	静岡	愛知	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	徳島
京都	富山	石川	岐阜	静岡	愛知	三重	奈良	和歌山	鳥取	岡山	徳島	香川
大阪	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	鳥取	岡山	広島	徳島	香川
兵庫	石川	福井	岐阜	愛知	三重	滋賀	奈良	和歌山	鳥根	広島	徳島	香川
奈良	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	岡山	徳島	香川
和歌山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	鳥根	岡山	徳島	香川
鳥取	福井	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	山口	徳島	香川	愛媛
鳥根	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀
岡山	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥根	山口	徳島	愛媛	福岡
広島	大阪	兵庫	奈良	鳥取	徳島	香川	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分
山口	兵庫	鳥取	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
徳島	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	鳥根	岡山	広島	山口	福岡	佐賀
香川	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	鳥根	広島	山口	福岡	佐賀
愛媛	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	鳥根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
高知	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	鳥根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
福岡	兵庫	鳥取	鳥根	岡山	広島	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	宮崎	鹿児島
佐賀	兵庫	鳥取	鳥根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島
長崎	兵庫	鳥取	鳥根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島
熊本	兵庫	鳥根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
大分	兵庫	鳥根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	鹿児島	沖縄
宮崎	兵庫	鳥根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
鹿児島	兵庫	鳥根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
沖縄	兵庫	鳥根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	大分

別表第4（車両及び航空機等の整備規模）

区分		整備規模
車 両	消防ポンプ自動車	630 台
	救助工作車	109 台
	救急自動車	567 台
	その他の消防用自動車	217 台
	小 計	1,523 台
航空機等	ヘリコプター	4 機
	消防艇	2 艇
	小 計	6 機（艇）

備考

- この表において「消防ポンプ自動車」とは、災害対応のための特殊消防ポンプ自動車、特殊水槽付消防ポンプ自動車及び特殊化学消防ポンプ自動車をいう。
- この表において「救急自動車」とは、災害対応のための特殊救急自動車をいう。
- この表において「その他の消防用自動車」とは、災害対応のための特殊はしご付消防ポンプ自動車、特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、特殊高発泡車、大型高所放水車、泡原液搬送車及び毒性物質の発散等の特殊災害対応自動車、支援車、海水利用型消防水利システム並びに災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車及び消防活動二輪車をいう。

別表第5（その他の整備を推進する施設）

区分	施設
資機材	救助用資機材、高度救助用資機材、高度探査装置、高度救命処置用資機材、支援資機材、テロ対策用特殊救助資機材、検知型遠隔探査装置、ヘリコプター高度化資機材、ヘリコプター消火用タンク、ヘリコプター用衛星電話
無線その他の情報通信を行うための施設	消防救急デジタル無線設備、ヘリコプターテレビ電送システム